

金融機関向けIFRS最新情報

IASB再公開草案「リース」公表後の動向

有限責任監査法人 トーマツ

2014年6月



————— 2014年6月18日 IASB/FASB合同会議 —————

リース - IASB/FASBは再審議を継続

記：2014年6月20日

概要

- 2014年6月18日の合同会議において、IASB/FASBは、リース会計基準の改訂に関する再審議を継続
- 両審議会は、以下の点について議論した
 - (1) サブリース
 - (2) 借手の貸借対照表の表示
 - (3) キャッシュ・フローの表示
- 合同会議における暫定決定の概要は次のとおり

次のステップ

- 両審議会は大きな進展を遂げたが、提案されたリースの指針に関して、以下を含む、なお多くの再審議が必要
 - (1) 開示
 - (2) セール・アンド・リースバック取引
 - (3) 経過措置
 - (4) 発効日
 - (5) レバレッジド・リース、非上場企業及び非営利の論点 (FASBのみ)
 - (6) その他 (例えば、関連当事者とのリース)
- 両審議会の再審議が必要となる可能性のある他の項目には、借手の会計処理、少額リースの例外措置が含まれる

サブリース

概要

- 企業は、他の企業から資産のリースを受ける契約を締結し(企業は借手となる)、その後、第三者にその資産の全部又は一部をリースする(企業は中間的な貸手として行動する)場合がある。
- 米国会計基準には、中間的な貸手のサブリースの会計処理に関する指針があるが、IFRSには、そうした指針は含まれていない。

原リース及びサブリースの会計処理

- 両審議会は、2013年5月の公開草案(ED)と整合した方法で、中間的な貸手は、通常、原リースとサブリースを2つの別個の契約として会計処理すべきであることに合意した(例外は、基礎となる原リースとサブリースの契約が、IASB/FASBが2014年4月の合同会議で議論した「契約の結合」の要求事項を満たす場合)
- しかし、IASB/FASBは、中間的な貸手のサブリースの会計処理を判断するためのアプローチについて異なる見解を有した

IASB

- IASBは、サブリースの分類は、原リースからもたらされる残存する使用権資産を参照して判断すべきであると暫定決定した

FASB

- FASBは、サブリースの分類(すなわち、中間的な貸手がサブリースをキャピタル・リースとして扱うべきか、オペレーティング・リースとして扱うべきか)は、原資産を参照して判断すべきであると暫定決定した

リース資産とリース負債の相殺

- 両審議会は、中間的な貸手は、取引がIFRS又は米国会計基準の相殺の要求事項を満たす場合を除いて、通常、サブリースによるリース資産と原リースに係るリース負債を相殺することはできないことを暫定決定した

リース収益とリース費用の相殺

- 両審議会は、中間的な貸手は、代理人としてサブリースを行っている場合を除いて、サブリースによるリース収益と原リースによるリース費用を相殺することはできないことを暫定決定した
 - この評価は、最近公表された収益の会計基準における「取引主体か代理人かの指針」にしたがって判断される

借手の貸借対照表の表示

タイプAのリースの使用権資産及びリース負債

- 両審議会は、借手は、タイプAのリースの使用権資産とリース負債を、貸借対照表で独立の表示科目として表示するか、財務諸表の注記として開示することを暫定決定した
 - タイプAのリースの使用権資産又はリース負債を貸借対照表で独立の表示科目として表示することを選択しない借手は、それぞれの金額及びこれらの残高が含まれている貸借対照表の表示科目を開示することが要求される
- タイプAのリースの使用権資産に関して、

IASB

- IASBは、借手がそれらの資産を貸借対照表で独立して表示しないことを選択した場合には、借手はそれらを類似の購入した資産と同じ表示科目に含めて表示することが要求されることを暫定決定した

FASB

- FASBは、この論点に関して、規範的な指針を提供しないことを決定した

- 両審議会は、借手が負債を貸借対照表で独立して表示しないことを選択した場合に、タイプAのリースのリース負債を含めるべき貸借対照表の表示科目を特定しないことを暫定合意した。

タイプBのリースの使用権資産及びリース負債(FASBのみ)

FASB

- FASBは、借手がタイプBのリースの使用権資産とリース負債を他の資産及び負債と別個に表示すべきであることを暫定決定した
借手は、その代わりに、タイプBのリースの使用権資産と負債を別個に財務諸表の注記として開示することができる
- FASBは、借手がタイプBのリースの使用権資産及びリース負債を貸借対照表で表示すべき箇所を特定しないことを決定した
但し、借手は、タイプBのリースの使用権資産及びリース負債をタイプAのリースの残高と同じ表示科目で表示することはできない

キャッシュ・フローの表示

借手のキャッシュ・フローの表示

- 両審議会は、借手の観点からキャッシュ・フロー計算書の表示を議論したが、適切な分類については異なる見解を有した

IASB

- IASBは、借手は負債の元本部分の返済は財務活動として表示するが、支払の利息部分は、会計方針の選択として、営業活動又は財務活動によるキャッシュ・アウトフローに分類できる
その分類は、現行のIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の「支払利息」の指針と整合する
- IASBは、借手に財務諸表においてリース料の合計の開示を要求することを暫定決定したが、特に開示の位置は特定しなかった
(すなわち、キャッシュ・フロー計算書又は注記により開示できる)

FASB

- FASBは、タイプAのリースに係る支出は(元本については)財務活動によるキャッシュ・フロー及び(利息については)営業活動によるキャッシュ・フローとして表示すべきであるが、タイプBのリースに係る支出は営業活動によるキャッシュ・フローとして反映されることを暫定決定した

貸手のキャッシュ・フローの表示

- 現行のIFRS及び米国会計基準の会計処理においては、貸手は、リースによる現金収入はキャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・インフローに分類することが要求される
2013年5月のEDは、提案された新たな会計モデルにおいて、このアプローチを引き継いだ
この会議において、両審議会は、このアプローチを最終のリース会計基準において維持することを暫定決定した

Deloitte. トーマツ.

トーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング株式会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,600名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループWebサイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスをさまざまな業種にわたる上場・非上場クライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited